



® 平成 30 年 8 月 31 日 (金)

No. 14764 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [164] (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) (11)

弁理士の眼

164

部分意匠「放熱フィン付き検査用照明器具」無効審決取消請求事件

一 知財高裁平成30 (行ケ) 10021.平成30年6月27日 (4部) 判決<請求棄却>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

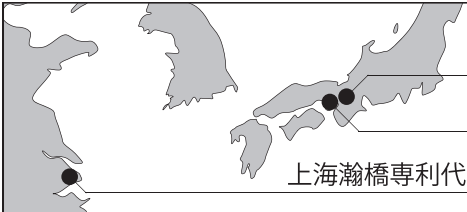
〔キーワード〕 部分意匠 (実線部分と破線部分との意義)、創作か識別か (類否判断の物的基準)、当業者か需要者か (類否判断の人的基準)、美観か美感か (視覚)

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告 (株式会社イマック) は、以下の部分意匠 (意匠登録第1568314号。以下「本件登録意匠」という。) の意匠権者である。

部分意匠 別紙審決書 (写し) 記載の
別紙第1のとおり (別紙第1の「図面」は別紙1のと

【事案の概要】



京都ランチ (5名: うち弁理士3名)
神戸本部 (61名: うち弁理士26名)
上海瀚橋専利代理事務所 (12名: うち専利代理人6名)



創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人 有古特許事務所

ARCO PATENT OFFICE

■URL: <http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail: office@arco.chuo.kobe.jp
■神戸本部: 〒650-0031 神戸市中央区東町123の1 貿易ビル3F TEL: 078-321-8822
■京都ランチ: 〒600-8492 京都市下京区月鉦町47-3 四条新町ビル4階 TEL: 075-213-5600
■上海瀚橋: 郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路69号18階 1809号室 TEL: +86-21-6415-8030
■顧問: 米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国専利代理人 曹芳玲 他5名

おりである。)

出願日 平成28年9月26日

設定登録日 平成28年12月22日

意匠に係る物品 「放熱フィン付き検査用照明器具」

- (2) 原告(シーシーエス株式会社)は、平成29年5月8日、本件登録意匠について、意匠登録無効審判(以下「本件審判」という。)を請求した。

特許庁は、本件審判の請求を無効2017-880005号事件として審理し、同年12月27日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、平成30年1月11日、原告に送達された。

- (3) 原告は、平成30年2月9日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

- (1) 本件審決の理由は、別紙審決書(写し)記載のとおりである。その要旨は、本件登録意匠は、その意匠登録出願前に頒布された刊行物である甲1(意匠登録第1224780号公報)に記載された部分意匠(別紙審決書(写し)記載の別紙第3のとおり。以下「甲1意匠」という。)又は甲2(意匠登録第1224615号公報)に記載された部分意匠(別紙審決書(写し)記載の別紙第4のとおり。以下「甲2意匠」という。)に類似しないから、意匠法3条1項3号に掲げる意匠に該当せず、本件登録意匠の登録は同法48条1項の規定により無効とすることはできない、というものである(なお、別紙審決書(写し)記載の別紙第3の「図面」は別紙3のとおりであり、別紙第4の「図面」は別紙4のとおりである。)
- (2) 本件審決が認定した本件登録意匠、甲1意匠及び甲2意匠の各形態、本件登録意匠と甲1意匠との対比、本件登録意匠と甲2意匠との対比は、以下のとおりである。

ア 本件登録意匠

本件登録意匠(別紙1の各図面の実線で表した部分。以下「本件実線部分」という場合がある。)の形態は、以下のとおりである。

- (ア) 全体の構成態様

正面から見て、横向き円柱状の軸体に、それよりも径が大きい6つのフィン部が等間隔に設けられて一体になったものであり、中間のフィン部は同形同大であり、最後部のフィン部(以下「後フィン部」という。)は、中間フィン部とほぼ同形であるが、幅(厚み)が中間フィン部に比べて大きく、後端面の外周角部が面取りされている。

- (イ) 各フィン部の右側面形状

右側面(又は右側面斜め方向)から見た各フィン部の外周は、「下部を切り欠いた円形状」であり、後フィン部の後端面において、切り欠き部の両端の点が後フィン部の中心(正確には仮想円の中心)と結んで成す角度は約 48° であり、すなわち、切り欠き部を除いた円弧の内角が 312° ($=360^{\circ}-48^{\circ}$)となっている。底面から見て、各フィン部の下部に表された切り欠き部の最大縦幅は、各フィン部の最大縦幅の約 $1/2$ である。

- (ウ) 各フィン部の平面形状

各フィン部は、左側面側外周寄りに傾斜面が形成されており、平面から見た傾斜面の幅(厚み)は、中間フィン部においては傾斜していない周面の幅(厚み)よりも大きく、傾斜面幅:周面幅は約 $5:3$ であり、後フィン部においては両者がほぼ同幅であり、傾斜面幅:周面幅:面取り幅が約 $5:5:1.5$ となっている。また、平面から見た中間フィン部の最大横幅:最大縦幅は約 $1:9$ であり、後フィン部のそれは約 $1:6$ である。すなわち、後フィン部の厚みは中間フィン部の約1.5倍である。

- (エ) 軸体と各フィン部の構成比

平面から見た軸体の縦幅と各フィン部の最大縦幅の比は、約 $5:13$ である。また、軸体の横幅(=各フィン部の間隔):中間フィン部の最大横幅の比は、約 $3:2$ である。

- (オ) ねじ穴部

右側面から見て、後フィン部の後端面には、左端寄り、中央部及び右端寄りに、3つの同大の円形状ねじ穴部が設けられてお